

二、種痘醫規則

(明治九年四月十二日)

明治七年十月文部省第二十七號布達種痘規則別冊ノ通改正候依此旨布達候事

種痘醫規則

種痘醫規則

第一條 種痘醫ノ免許狀所持スル者ニ非サレハ之ヲ許サス

但醫術開業免狀所持ノヨハ並ニ醫術ヲ以テ官省府縣ニ服事スルモノハ此限ニ非ス

第二條 種痘醫ダランモノハ師家ヨリ其術習熟ノ證書ヲ受ケ履歷書ヲ副ヘテ地方廳ニ頒出ヘシ地方廳ニ於テハ檢閱ノ上免許狀ヲ與ヘ每年兩度三月當省へ届出ヘシ

但從前種痘免狀ヲ得シ者ハ其履歷並ニ免狀ヲ得タル手續ヲ詳記シ地方廳ニ出席更ニ免許狀ヲ受クヘシ

第三條 種痘免許狀ハ之ヲ他人ニ譲ルナ許サス故ニ本人其業ヲ廢スルカ或ハ死去フルトキハ越ニ之ヲ返納スヘシ

第四條 種痘醫タル者ハ其術ノ普及ヲ主トシ且務メテ新鮮有力ノ痘苗ヲ撰フヘ

第五條 種痘醫ハ接種後第六七日ニ於テ必ス點檢ナ遂ケ華感ノモノハ第一號式種痘濟ノ證書ヲ與ヘ不華感ノモノハ直チニ再種シ或ハ直チニ再種シ難キモノハ其旨趣ヲ記シテ與ヘ置後日再種ヲ怠ルヘカラサルノ旨ヲ懲諭スヘシ

第六條 種痘醫ハ每年兩度一月ヨリ六月迄第二號式ノ表ヲ製シ區戶長若クハ醫務取締ニ田スヘシ

第七條 小兒出生七十日ヨリ滿一年迄ナ種痘ノ期トス爾後五年或ハ七年毎ニ必再三接種シテ天然痘ヲ豫防シ且前後ノ存否ヲ檢スヘシ

但近傍ニ天然痘流行フルトキハ初種ノ久暫ニ關セス必再種シ且其流行ノ緩急病症ノ輕重等速ニ區戶長若クハ醫務取締ニ届出ツヘシハ

印割		證										大區小區村町番號	
		左何類					右種痘濟					姓名	
		種痘醫					種痘醫					印	
第二號甲	印	明	治	初	種	類	種痘醫	屬籍	姓	名	印	明	治
合	員	何	年	善	感	不善	感	善	人	何	人	何	年
		何	年	善	感	不善	感	善	人	何	人	何	年
		七	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
		八	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
		九	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
		十	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
		十一	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
		十二	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
		合	員										

種痘表		府縣大小區村町番號											
種痘醫		種痘醫											
明	治	初	種	類	種	再	種	再	種	三	種	合	員
何	年	善	感	不善	感	善	感	不善	感	善	感	何	年
七	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
八	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
九	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
十	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
十一	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
十二	月	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何	人	何
合	員												

三、天然痘規則

(明治九年五月)

內務省布達甲第一六號

天然痘防規則紙ノ通相定候條共ノ方法細目並右ニ關スル資料收集支給等ノ

俄ハ各地方ノ便宜ニ從ヒ精々普及候様可取付此旨布達候也

但初種ノ後五年或ハ七年每ニ再三種ヲ試ムヘシ

第二條 種痘シタ者ハ必ず種痘醫ヨリ種痘濟ノ證書ヲ請ケ取り置ク可シ
但シ天然痘變痘ニ惑シタル者モ本文ニ準シテ醫師ノ證書ヲ請ケ取り置ケ可シ
但初種ノ後五年或ハ七年每ニ再三種ヲ試ムヘシ

四、傳染病豫防規則		(明治十三年七月九日)											
傳染病豫防規則		明治十二年八月第三十二號虎列刺病豫防規則ノ廢シ傳染病豫防規則左ノ通相定候條此旨布告候事											
第一條 此規則ニ稱スル傳染病トハ虎列刺、腸窒扶私、赤痢、實布蛭利亜、發	瘡室扶私及ヒ瘡瘍ノ六病ヲ云フ	但六病ノ外流行病アリテ其勢盛ナルノ兆アルトキバ地方長官ハ内務省ニ具申シ豫防法ヲ施行スヘシ											
第二條 醫師ノ傳染病ヲ診斷スルモノハ週クモ二十四時間ニ之ヲ患者所在ノ町	村戸長ニ通知スルヲ要ス戸長ハ速ニ之ヲ郡區長及ヒ最寄警察署ニ通知シ郡區	長ハ速ニ之ヲ地方廳(東京府下ハ府廳及ヒ警視本署)ニ届出シ十八年第ニ號											
第三條 醫務取締若クハ區戸長ハ初種ノモノハ再三種ノモノ及事故アリテ種痘ス	但未決既決監獄繕留ノ囚徒バ本條ニ準シ官ヨリ接種セシムヘシ	但未決既決監獄繕留ノ囚徒バ本條ニ準シ官ヨリ接種セシムヘシ											

(衛生委員) サ(戸長) ト

改ム以下皆以下皆同シ 但土地ノ便宜ハ依リ醫師ヨリ直ニ警察署ニ届出警察署ヨリ戸長ニ通知スルモ

妨ダナシ

地方廳ハ一週間毎ニ新舊患者及治癒死亡ノ數ヲ内務省ニ申報スヘシ 五十三年第一四號

其他船舶ノ軍艦等ニ報告スヘシ 同上 但書

第四條 同上

第五條 割官廳、兵營、軍艦、監獄及ヒ官立ノ學校、病院、製作所等ニ於テ傳染病者アルトキ其主長ハ該地方官ト協議シ此規則ニ從ヒ豫防法ヲ施行スヘシ

第六條 虎列刺、赤痢、發疹室扶私、痘瘡ノ流行ニ際シ地方長官ニ於テ豫防ノ爲メ避病院ヲ要スヘキト認ムルトキハ内務卿ニ具狀シテ之設ケル事ヲ得

第七條 暑氣並ニ戸長ニ於テ傳染病者ノ看護行届カス若クハ病毒ノ傳播ヲ防キ

第八條 女シト認ムル者ハ避病院ニ入ラシムヘシ

第九條 手取官吏ハ傳染病者アル家ニハ其病名ヲ書シテ門戸ニ貼付シ要用ノ外仙人ト交通ヲ絶タシムヘシ

第十條 虎列刺病者ノ死屍ハ其埋葬地ヲ區別シ鑑別シ雜葬セシムヘカラス且他

但患者治癒死亡又ハ避病院ニ入りタル後相當ノ消毒法ヲ行ハサルノ間ハ仍ホ

ニ改組スルヲ許サス

本條ヲ遵守セシムヘシ

虎列刺病

第十一條 虎列刺病者ニ用ヒタル臥具、衣服、器具及ヒ病室、船室等ハ消毒法ヲ行フニアラサンハ再ヒ之ヲ用ヒ又ハ受授、賣賣スルヲ許サス

第十二條 虎列刺流行ノ勢猛劇ナルトキハ船舶交通ノ地方ニ於テ流行地ヨリ來ル所ノ船

船ヲ検査シ患者若クハ死者アルトキハ此規則ニ從フテ處分スヘシ

第十三條 虎列刺流行スルトキハ船舶交通ノ地方ニ於テ流行地ヨリ來ル所ノ船

船ヲ検査シ患者若クハ死者アルトキハ此規則ニ從フテ處分スヘシ

第十四條 虎列刺流行ノ勢猛劇ナルトキハ地方長官ハ内務卿ニ具狀シ其許可ヲ

得テ醫師、衛生官吏、警察官吏、郡區町村吏等ヨリ適當ノ人員ヲ選ヒ検疫委員トナシ豫防消毒ノ事務ヲ擔任セシムル事ヲ得

此場合ニ於テハ醫師タル者吐瀉ノ二症ヲ兼備フル病ヲ診断スルトキハ總テ檢疫委員ニ届出ヘシ 五十三年第一四號布告

但本項施行ノ終始ハ地方廳ヨリ之ヲ管内ニ告示シ内務省ニ申報スヘシ

第十五條 前條ノ場合ニ於テハ地方長官ハ祭禮、劇場等人民ノ群集ヲ差止ル事ヲ得

但本項但書共追加ス

第十六條 脫室扶私病流行ノ際ハ第九條第十一條及ヒ第十二條ヲ適用スヘシ

赤痢病

第十七條 赤痢病流行ノ際ハ第九條第十一條及ヒ第十二條ヲ適用スヘシ

第十八條 寶布延里亞病流行ノ際ハ第十一條ヲ適用シ患者ノ痰唾及ヒ之ニ汚穢

寶布延里亞病

第十九條 發疹室扶私病者アルトキハ第十條第十一條ヲ適用シ其流行ノ際ニハ

第十二條第十三條第十四條及ヒ第十五條ヲ適用スヘシ 五十三年第一四號布告

第二十條 發疹室扶私病者若クハ其死屍ヲ載セタル車輿等ハ毎回消毒法ヲ行フニアラサンハ他用ニ供スヘカラス

割 利 刺 病

第二十一條 痘瘡病者アルトキハ第十條第十一條及第二十條ヲ適用シ患者ニ未

痘者ヲ接近セシムヘカラス其流行ノ際ニハ第十二條ヲ適用スヘシ 五十三年第一四號布告

ナ以テ全
條改正

清潔法大意

ノ一種ニシテ殊ニ其效驗確實ナルモノナリ 目今本邦流行傳染病中最モ豫防注意ナ要スヘキハ虎列刺、腸室扶私、赤痢、寶布延里亞、發疹室扶私、痘瘡ノ六病トス而テ各種ノ病症ニ從ヒ豫防ノ法モ亦其趣ヲ異ニスト雖モ其要領ハ之ヲ約スルニ四項ニ出テス 其一ハ病毒ノ崩歟及ヒ蔓延ノ因チ除却スルニアリ(即チ清潔法) 共二ハ各人體中有スル所ノ感受性ナカラシムルニアリ(即チ攝生法) 共三ハ病毒傳播ノ媒介ヲ隔離スルニアリ(即チ隔離法) 共四ハ傳染病毒ヲ消滅スルニアリ(即チ消毒法) 右ノ四項ニ依リ豫防ノ事ヲ施ササルヘカラス 故ニ其大意ヲ示スコト左ノ如シ

凡ソ傳染病ハ其種類多シト雖トモ 流行性傳染病ノ一旦崩歟シテ其蔓延ノ威ナルニテハ救療ノ法モ治ク及ヒ難ク終ニ其猖獗ナシ酷ニ極ムニ至ル然ルニ豫防法アリテ之ヲ守ル威ナルトキハ其病害ヲ未然ニ防遏スヘシ 加之消毒法アリテ之ヲ行フ蜜ナルトキハ各種ノ病毒ヲ消滅スルヲ得ヘシ 消毒法ハ即チ豫防法

攝生法大意

凡ソ人強健ナルトキハ病毒ノ侵襲ヲ拒クヘキノ機能ヲ有スト雖モ過度ニ勞働シ

及ヒ飲食ノ不良或ハ不足等ヲ以テ身體之力爲メニ衰弱スルトキハ病毒ノ侵襲ヲ助ル者ニ似タリ夫ノ魚市、居間等不潔ノ地及ヒ糞尿、塵芥ノ堆積セル地ノ如キハ

其腐敗物地中及ヒ水中ニ在テ崩歟シテ氣中ニ混シ然レ後人體ニ入ルナ得ルモノトス而シテ其助養物タルハ凡百ノ有機物體ノ腐敗ニ向ハントスル者之が發生ナ

此有機性病毒ハ地中及ヒ水中ニ生歟チナスニ必ス多少ノ助養物ナカルベカラス 而シテ其助養物タルハ凡百ノ有機物體ノ腐敗ニ混入スルモノテ病毒ノ侵襲ヲ助

延セシムルノ媒介タリ是ヲ以テ其病發生スルトキハ必ス家屋ヲ清潔ニシテ

芥劑、廁間等ノ汚物ヲ掃除セサルヘカラス 是清潔法ヲ要スル所以ナリ

シ又平生飲食不節或ハ不良ニシテ腸胃之力爲メニ些少ノ損害アルトキハ虎列則ノ便襲ナ受ルカ如キ等ナ以テ體スベシ其餘精神非常ノ感動及ヒ感冒等モ亦競ク病痛ナ招クノ媒介トナルモノナリ故ニ流行ノ際ニ當テハ殊ニ攝生ノ法ヲ嚴守シ病痛侵入ノ地ナカラジムルナ専要トス若シ人々善ク此豫防法ノ要訣ヲ守リ得ルニ至ラハ全ク傳染病ナシテ流行蔓延ノ甚シキニ至ラシメサルヘシ是攝生法ヲ要スル所以ナリ

附錄江大猶

補八共性分析メモ

テ人體ニ達シ其病瘡ヲ發現スルモノトス此傳送物ヲ滅スルトキハ即チ病瘡モ亦
消盡ス故ニ烈火ヲ用ヒ之ヲ燒盡スルハ消毒ノ最良トス然レトモ其燒夷ニ付シ難
キモノハ或ハ藥劑ヲ用ヒテ燐蒸若ハ灌注シ或ハ之ヲ洗滌シ以テ其病瘡傳染ノ力
ヲ撲滅スルヲ得ヘシ然ラサレハ其病瘡散滅シテ終ニ消滅スルコトナカラニ故ニ
病瘡崩動ノ後ニアリテハ消毒ヲ以テ豫防法中ノ最モ緊要ナルモノトス
消毒法ヲ施スニ當テ其ノ病性ト其施スベキ物トニヨリ其料ヲ同クセス故ニ之ヲ
分ナリ第一患者及ヒ看護人等消毒法、第二死體及ヒ排泄物等消毒法、第三衣服臥
具等消毒法、第四家屋船舶等消毒法、第五什具運搬器等消毒法、第六廁圊溝渠等
等消毒法トス但實布塙利亞、發疹室扶私、痘瘡ノ三病ハ第六ノ消毒法ヲ行フ。

消渴

結晶石炭酸四分ナ百分ノ水ニ溶シタルモノ
但石炭酸一分ニ虞利斯林又ハ亞爾箇保見一分ナ和シテ能ク溶解シ後チ本量
ノ水ナ加フヘシ

(第二) 稀薄石炭酸水

結晶石炭酸二分ナ百分ノ水ニ溶シタルモノ
但溶解法前ニ同シ

結晶石炭酸(或八

セシムヘシ
發セシメ或ハ石炭酸一分ニ溜水二十分ヲ和シ布片ニ蘸シ室内ニ懸ケ置キ蒸發

(第四) 石炭酸末

粗製石炭酸ナ、以テ砂、灰、木炭末、鋸屑等ヲ温湯セシメタルモノ、但粗製石炭酸ハ四十分ヨリ六十分ノ「フェニール」酸(即チ結晶石炭酸)ナ余ミ稍々色ヲ帶ヒタル流动石炭酸ナリ。

卷之三

緑藻三百匁ナ常水一斗ニ和シ粗製石炭酸百匁ナ加ヘタルモ
但此合劑ハ久ク貯フヘカラス用ニ臨ミテ調製スヘシ

第六 硫酸硫酸銨合劑

硫酸五分硫酸銅六分水ノーナタウスホムルム
以下消粧同功アルモニシテ通常用ヒサル品
麗化重鉛 八倍ノ水ニ溶解セルモノ

卷之三

ヨロール明礬四倍ノ水ニ溶解ス
倍繊百二十倍ノ水ニ溶解ス

卷之三

其他木炭、鋸屑、土等ハ又多少收縮ノ功アルモノトス
第九) 亜硫酸瓦斯

硫黄ヲ焼テ瓦斯ヲ發生セシム其法八疊敷ノ室ニ硫黄大約三百匁（木炭末大約
十匁ヲ加フルトキハ更ニ宜シ）ヲ要ス但一時ニ火焔ノ昇騰スル恐アルヲ以

但多數の物品が消毒方法二八密閉シタル室(土藏人糞)ニ置
キテ、火、水、音、光、電、二、乙ト辨别ノ本吐、硫黄ナ

キ衣服等ヲ掛ケ或ハ竹架ヲ設ケテ之ヲ持タミ木板ノ破畫ヲ燒シヘキ
各自ノ衣服等ヲ消毒スルニハ一握ノ粗製硫黃ヲ火鉢ニ入レ火ヲ點シ伏籠ノ
類ヲ覆ヒ之ニ衣服ヲ被ラセ燐蒸スヘシ

(甲) 驅、百分ノ十

(N)弱、百分ノ五ヲ含ムノ

十分ノ食鹽ヲ五分ノ粗

混和シタルモノヲ注キテ之ヲ發生セシム
以下消毒同功アルモノニシテ通常用ヒサル品
亜硫酸瓦斯

斯チ發生セシム

コロール石灰溶液

磁皿ニ盛リ微火

痘瘡ノ病原ノ抑制性及ヒ固性傳染毒ニシテ全ク患者ノ身體ヨリ發生シ又ハ死體及ヒ痘瘡、痘瘡ニ直接シテ感染スルフミナラス其患者ニ接觸セシ衣服、臥具其他一切ノ物品ヨリモ傳染シ又其病室内ノ空氣、塵埃モ之カ媒介トナリテ其病毒

ナ傳送スルモノトス

痘瘡ハ古來ヨリ全世界ニ發現シ殊ニ惡性流行スルトキハ其勢猖獗ニシテ無數ノ

人衆ナ否シ其體モ亦手ナ東テ其術ナ施スヘカラサルアリ但人生一回此病ニ罹ル

トキハ感受性ヲ脫離シ得ルナ以テ英國ノ醫博士ジエンヌル氏牛痘接種ノ法ナ發

明セシ以還其感スル者ハ復タ天然痘ニ感スルナシ故ニ此法行ハレテヨリ大ニ

患者ノ數ナ減シ偶々流行スルモ其病性劇悪ニ至ラス殆ント其性ナ變スルニ至ル

ナ體スルニ足ル是故ニ種痘ナ普及スルハ全ク此病ナ防護スル所以ニシテ即チ豫

防ノ第一トス

第一項 消毒法

第一條 此病ハ各人感受性ナ具フル故ニ一般消毒法ナ要スルモ他病ニ於テ緊要

トスルカ如クナラス但患者ノ居室ナ滑潔ニシテ清潔等ニ汚染セル衣服ナ屢々更

換シ周圍ノ塵埃ナ掃除シ専ラ他人ニ傳染スルナ防ケナ要スルニアルノミ

第二項 接生法

第二條 前條ニ載スルカ如ク牛痘ナ接種シテ其素因ナ脱離スルトキハ復タ天然

痘ニ感スルコトナシ然レトモ一回種ナ以テ足レリトスヘキニ非ス再三接種シ

其敏感ノ確徵ナ取ラサルヘカラス唯衣服、飲食等ノ攝生ナ以テ此病ノ侵襲ナ

豫防スヘキニアラス

第三項 隔離法

第三條 痘瘡患者ト診断シタルトキハ直ニ其家ノ門戸ニ病名票ナ貼附スヘシ

但患者治癒又ハ死亡若クハ避病院ニ送致シ其病室ニ消毒法ナ行ヒタル後ハ即

チ其病名票ナ去ルヘシ

第四條 痘瘡ノ病ハ患者ノ身體又ハ其衣服、臥具等ヨリ傳染シ又患者ニ接近シ

タル者ノ衣服等ヨリモ傳染スルナ以テ成ルタク患者ニ接近シ又ハ患者ノ用ヒ

タル衣服、器具等ニ觸ルヘカラス

第五條 自宅療養ノ患者ハ其室ナ異ニシ看護人ノ外ハ成ルタク接近スヘカラス

但看護人ハ既痘者ニ限ルヘシ

第六條 痘瘡院ノ病室ハ重症輕症ノ患者ナ區別シテ之ヲ分隔シ二坪半ニ患者

一人ナ置クナ常トシ縦令幅較スルトモ一坪若クハ一坪半ニ一人ノ割合ヨリ狭

クスヘカラス

但此他避病院所、事務所、看護人休息所等便宜ニ之ヲ設ケ且ツ簡易ノ煙蒸室

ナ設クヘシ

第七條 避病院ノ門側ニハ輕易ナル風呂ナ設ケ看護人、見舞人等外出ノ時入

浴ノ用ニ供スヘシ

第十八條 避病院ハ窓戸ナ潤大ニシ空氣ナ流通セシメ冬時ハ火爐ナ置キ室内ノ

溫度ナ適宜ニシ空氣ノ代謝ナ助ケヘシ

但病室ハ患者治癒死亡ノ後毎消毒法ナ施スヘシ

第十九條 避病院ニハ別ニ清潔ナル戻室ナ設ケ患者者シ死亡シタルトキハ直子

ニ此ニ移スヘシ

第二十條 痘瘡院ニハ決シテ此患者ナ入ルヘカラス若シ院内ニ從來傳染病室

ノ設ケアリテ充分ニ隔離法消毒法ナ行ヒ得ヘキノ目的アルモノハ入院ナ許ス

但看護人ハ既痘者ニ限ルヘシ且ツ其配偶アル衣服ナ着セシメ成タク其人ナ更

ヘシト雖モ常ノ病院ナ區隔シテ之ヲ用フヘカラス

第二十一條 人家稀疎ノ村落ニ於テハ必シモ避病院ナ設ルナ要セス若シ相當ノ

空屋アラハ假ニ之ヲ用フヘシ

第二十二條 避病院看護人ノ員數ハ重症ノ患者ニハ一人ニ一人ナ附シ輕症ノ者

ニハ三人ニ一人ナ附スル割合ナ以テ便宜斟酌シ且ツ班夜交代セシムヘシ

但看護人ハ既痘者ニ限ルヘシ且ツ其配偶アル衣服ナ着セシメ成タク其人ナ更

換セシムヘカラス

第二十三條 避病院ニ在ル患者ノ親族又ハ別段ノ交際アル者看護ナ爲サンコト

巴ムナ得サル事故アルノ外ハ他人ト交通ナ絶ナ殊ニ未痘者ナ近クヘカラス

第六條 家族中ニ於テモ看護人ナ定メ其他要用アル者ノ外成ルタク之ヲ室内ニ

入ラシムヘカラス

但看護人ハ既痘者ニ限ルヘシ

第七條 痘室内不用ノ器具ハ勿論殊ニ不用ノ毛布等ナ置クヘカラス

第八條 患者死亡ノ後其屍傍ニ接近シ並ニ死體ニ沐浴セシムル等ハ爲ササルナ

良トス

人群集ノ場所ニ行カシムヘカラス

第十條 故壠ハ好テ患者皮膚ニ聚リ頗ル病毒傳播ノ媒介ナスモノナレバ病床

ニハ常ニ蚊帳ナ張リ蚊壠及ヒ其他ノ小蟲ナモ防ケヘシ

第十一條 痘室ハ消毒ノ後ト雖モ數週間未痘者ナ入ルヘカラス

但同家内ニ於テ若シ復タ此病ニ罹ル者アル時ハ此病室ナ用フルモ妨ケナシ

第十二條 西洋形船舶航海中若シ發病者アルトキハ其室ナ異ニシ看護人ノ外他

人ト交通ナ絶ツコト猶ホ人家ニ於ケルカコトクスヘシ

第十三條 製造所、會社、學校、旅店等ニ在テ發病シ引取人ナキ者並ニ挾陸不

潔ノ地ニ雜居スル者等ニシテ看護消毒法行届カス病毒ノ傳播ナ防キ難キ者ハ

之ヲ避病院ニ送ルヘシ若シ避病院アラサルトキハ適當ノ空屋ニ移シテ之ヲ隔

離スヘシ

第十四條 避病院ノ位置ハ人家ニ近接セス且ツ恒風ノ上ニアラサル地ヲ選ヒ必

ス住來繁多ノ路傍等ニ設クヘカラス

但其門前ニ高ク病名票旗ナ掲クヘシ

第十五條 避病院ナ新ニ構造メルトキハ空氣ノ流通ナ主トシ善美ナ要セス其牀

タク屢々スヘカラス其山ル時ニハ必ス充分ノ消毒法ナ施スヘシ

第十六條 流行ノ勢猛劇ナルトキハ祭禮、劇場等衆人群集ノ事業ナ差止メ學

校ヨ成タケ之ヲ閉ヅルナ良トス

第一項 消毒法

第一 患者及ヒ看護人等消毒法

第二 患者及ヒ看護人等消毒法

第三 患者及ヒ看護人等消毒法

第四 患者及ヒ看護人等消毒法

第五 患者及ヒ看護人等消毒法

第六 患者及ヒ看護人等消毒法

第七 患者及ヒ看護人等消毒法

第八 患者及ヒ看護人等消毒法

第九 患者及ヒ看護人等消毒法

第十 患者及ヒ看護人等消毒法

第十一 患者及ヒ看護人等消毒法

第十二 患者及ヒ看護人等消毒法

第十三 患者及ヒ看護人等消毒法

第十四 患者及ヒ看護人等消毒法

第十五 患者及ヒ看護人等消毒法

第十六 患者及ヒ看護人等消毒法

第十七 患者及ヒ看護人等消毒法

第十八 患者及ヒ看護人等消毒法

第十九 患者及ヒ看護人等消毒法

第二十 患者及ヒ看護人等消毒法

第二十一 患者及ヒ看護人等消毒法

第二十二 患者及ヒ看護人等消毒法

第二十三 患者及ヒ看護人等消毒法

第二十四 患者及ヒ看護人等消毒法

第二十五 患者及ヒ看護人等消毒法

第二十六 患者及ヒ看護人等消毒法

第二十七 患者及ヒ看護人等消毒法

ノ場所ナ見計ヒ此ニ入レ置キ時々濃厚石炭酸水(第一)ヲ灌注スヘシ
但陸地ニ著スルトキハ速ニ其地方ノ警察官吏、衛生委員ニ届出處分スヘシ

第三十三條 落病及ヒ病室ノ塵埃又ハ患者ニ觸レタル綿、布、紙等ノ断片ニ至
ル迄時々收拾シテ之ヲ焼却スヘシ

第三 衣服臥具等消毒法

第三十四條 患者ノ久ク用セタル衣服、臥具及ヒ避病院ニ用セタル蚊帳ノ甚シ
ク病毒ニ感染シタル者並ニ避病院ノ臥具、墨、席等ハ之ヲ焼却スヘシ

第三十五條 患者ノ着シタル衣服、臥具及ヒ手巾、蚊帳等又ハ死體ニ着セシ衣
服等ノ洗濯ニ堪フヘキモノハ之ヲ桶ニ入レ稀薄石炭酸水(第二)ヲ灌注シ置
クヨト二十四時間ニシテ更ニ沸湯ヲ注ギ四五分時ヲ経ルノ後水ヲ以テ洗淨シ
日光ニ曝スヘシ石炭酸若シ缺乏スルトキハ熱湯中ニ入レ一時以上之ヲ煮沸

スヘシ其洗濯ニ堪ベサルモノハ其品種ニヨリ亞硫酸瓦斯(第九)若クハ石炭酸
蒸氣(第三)ヲ以テ燃蒸シ或ハ熱氣消毒法ヲ行ヒシ後日光及ヒ大氣ニ曝スヘシ
第三十六條 避病院ノ醫師、看護人及ヒ死體運搬人等ノ衣服ニ施スヘキ消毒法
ハ前條ニ同シ

第四 家屋船舶等消毒法

第三十七條 患者及ヒ死體ナ置キタル室ノ墨、席類ハ之ヲ柱若クハ壁ニ倚セ掛
ケ用棚等ナ開放シ室内ニアリ諸器具ハ之ヲ排列シ窓戸ヲ密閉メ六時乃至八
時間亞硫酸瓦斯(第九)ヲ燃シ然後窓戸ヲ開キ病毒附着ノ恐アル柱、板敷等
ハ稀薄石炭酸水(第二)ヲ撒布シ更ニ之ヲ拭淨シ其他ノ器具ハ石鹼水又ハ沸湯
ヲ以テ洗淨シ充分大氣及ヒ日光ニ曝スヘシ避病院ノ病室及ヒ屍室モ亦之ニ倣
フヘシ

但金銀器、書籍其外彩色ナ施セル物及ヒ絹帛等亞硫酸ノ爲メニ其色質ヲ變化
スルノ恐アル者ハ初ニ之ヲ取除ケ別ニ石炭酸蒸氣(第三)或ハ熱氣消毒法等ヲ
適宜撰用スヘシ

ノハ病室ニ消毒法ヲ行フノ際其内ニ配列シ(濕潤ニ堪フヘキモノバ之ヲ濕ス
サ良トス)亞硫酸瓦斯(第九)或ハ石炭酸蒸氣(第三)ヲ以テ一時間之ヲ燃蒸ス
ヘシ

第四十六條 患者ノ玩弄シタル圓錐、書籍、新聞紙ノ類ハ之ヲ繙展シ石炭酸蒸
氣(第三)若クハ亞硫酸瓦斯(第九)ヲ燃蒸スヘシ或ハ熱氣消毒法ヲ行フモ可ナ
リ

第四十七條 懈術器械及ヒ木製、金属製、陶製、漆製等ノ器具ニシテ病毒ニ觸
レタルモノハ總ニ稀薄石炭酸水(第二)ヲ以テ洗フヘシ

六、同上附錄種痘施術心得

(明治十八年三月二十四日)

(内務省甲第十九號)

明治十三年(九月)當省乙第三十六號達傳病豫防心得書左ノ通追加候候此旨相
達候事

ノ生後七日目ヲ經サル者

第一、種痘ノ適否
第一條 種痘ハ左ニ掲タル者ニハ施ササルヲ可トス
二、種痘ノ注意ヲ詳知セサルヘカラズ其要左ノ如シ
三、丹毒流行ノ土地ニ居住スル者
四、蔓延性ノ皮膚病アル者
五、熱性病ニ罹リ居ル者

第二條 種痘ニ適スル時季ハ春(三月、四月、五月)、秋(九月、十月、十一月)

第三十八條 患者アリタル西洋形船舶ハ其處置等常ノ家屋ニ大異ナシト雖モ下
等客室ニ至テハ衆多ノ乗客皆荷物ノ間ニ枕藉シ越ト彼我ノ別ガキカ故ニ若シ
其中ニ發病者アルトキハ満室ノ乗客、積荷、手荷物ハ皆病毒ニ感染シタル者
ト看做シ乗客、手荷物ハ上陸ノ時充分ニ消毒法ヲ行ヒ積荷ハ其儘其室ニ於テ

六時乃至八時間亞硫酸瓦斯(第九)或ハ品種ニヨリ石炭酸蒸氣(第三)ヲ燃スル
ノ後ニ非レハ陸揚スルヲ除サス

第三十九條 日本形小船ハ前條ニ斟酌シテ消毒法ヲ行ヒ海水ヲ以テ普ク船身ヲ
洗淨スヘシ

第四十條 避病院或ハ便宜ニヨリ他ノ空屋ヲ假用セシモノハ其病室ニ供セシ部
分ニ亞硫酸瓦斯(第九)ヲ燃セシ後稀薄石炭酸水(第二)或ハ亞硫酸溶液(第
十乙)ヲ注キ石鹼水ヲ以テ洗淨スヘシ

但消毒ノ後モ數週間其内ニ入ルヘカラス且ツ空氣ヲ流通セシムベシ
一)又ハ亞硫酸溶液(第十甲)ヲ以テ充分ニ洗淨シ數日間開放シテ大氣ニ曝ス
ヘシ

第五 什具運搬器等消毒法

第四十三條 避病院ニ携ヘ來リシ手道具、玩具等ハ治療若クハ死亡ノ後亞硫酸
瓦斯(第九)燃蒸法ヲ行ハサレハ之ヲ出スヘカラス

第四十四條 患者及ヒ死體ヲ運搬セシ器具等ハ稀薄石炭酸水(第二)ヲ灌注シ更
ニ石鹼水若クハ沸湯ヲ以テ洗淨スヘシ其舟舟ノ如キハ海水ヲ以テ洗フモ可ナ
リ

第四十五條 病室ニ用セタル什具玩具ハ總ニ稀薄石炭酸水(第二)ヲ灌注シ更
ニ石鹼水若クハ沸湯ヲ以テ洗淨スヘシ其舟舟ノ如キハ海水ヲ以テ洗フヘカラサルモ
拭淨スヘシ

第五條 良性ナル痘瘡ヲ採リテ移種ヘルヲ確實ノ良法トスレトモ、此法能ハサ
レタルトキハ脛苦ノ痘苗ニシテ成ルヘク新鮮ナル者ヲ撰ヒ用フヘシ、但シ痂皮ハ
用ヒサルヲ可トス

第六 痘苗採取及ヒ脛苦ノ法

(動物性牛痘瘡ノ行ハルル今日ニ在テハ此部必要ナ
ラサントモ歴史的参考ノ爲ニ掲タル事トナセリ)

第三條 種痘ヲ施スハ上脚三稜筋ノ停ニ於テ各三針乃至五針受痘者ノ年齢トシ
各針ノ距離曲尺五分以上ニシテ痘瘡ノ暈輪直ニ密接セサル標注意スヘシ

第四條 施術ニ先チ針先ヲ拭淨シ、一時ニ數人ニ接種スルトキハ一人毎ニ之ヲ
拭淨スヘシ

二、痘瘡ノ成形過度及過大ノ者、發氣非常ニ大ナル者、瘡縫又ハ量部ニ水泡
但シ此等ノ異常痘瘡ノ近傍ニ在ル正痘モ亦同シ

三、梅毒、腺病及皮膚病ニ罹リ居ル者營養不良ナル者
四、丹毒ヲ併發セル者、經過不整ニシテ不善感ノ疑ヒアル者(參觀ス可シ)

五、天然痘ヲ經タル者、再三種ノ者
第七條 痘瘡ヲ採ルハ通常接種後第八日(二十四時間ヲ以テ一日ト計算ス以下皆同シ)
ト雖モ、時候ノ寒暖及各人ノ性質ニ隨じ第七日又ハ第八日ヲ以テ適度トスル

コトアリ、痘瘡ハ善感良性ノ者ニシテ其含包セル所ノ漬液ハ潤滑セス、粘稠

・露滴ノ如クナムヘシ

第八條 痘瘍ヲ採ルニハ痘泡ノ中心ヲ避テ泡面ヨリ斜ニ穿刺シ深ク刺シ出血セシムヘカラス

第九條 發痘一顆ナル者ノ痘泡ハ其漿液ヲ採ルヘカラス又數顆アルモ其一顆ハ傷クヘカラス

第十條 痘苗ヲ培養シテ接種ノ用ニ供セントスルニハ、硝子板間ニ貯ヘテ密封

シ又ハ硝子壺毛細管ニ吸入セシメテ其兩端ヲ固封シ、日光及熱熱ノ劇度ヲ避

ク時フヘシ（痘苗ノ培養法甚宜シキテ得ルトキハ五箇月間充分ノ效アリ）

第四 善感不善感ノ鑑別

第十一條 種痘善感不善感ヲ鑑別スルニハ左ノ各項ナ以テ要點トス

一、接種後第二日以内ニ形成シ始メシヤ否

二、痘瘍當形ニシテ其大サ及硬サハ皮下共ニ同一ナルヤ否

三、紅暈ハ當形ナルヤ否

四、經過盛然トシテ其時ヲ誤ラサルヤ否

五、第八日ニ至リテ微熱ヲ發スルヤ或ハ然ラサルモ其他ノ徵候ヲ呈スルヤ否

六、痂皮ハ暗褐色又ハ黒色ニシテ其厚サ及ヒ硬サハ常度ナルヤ否

第十二條 痘瘍善感ノ徵候ハ左ノ經過ニ就テ知ルヘシ、接種後第一日第二日ノ間ハ他ノ刺傷ニ異ナルコト無シ、施術後針痕ノ周圍ニ淡紅色ノ小暈ヲ發スレ

トモ暫時ニシテ消失ス（或ハ此暈ヲ見サルコトアリ）

第三日ニハ針痕ノ部ニ小ナル紅點ヲ生シ、試ニ指頭ヲ以テ之ニ觸レハ稍々隆起セルヲ覺コ、（經過緩慢ナル者ハ第四日乃至第五日ニ至リ始メテ此ノ紅點チ生スルコトアリ）、第四日ニハ紅色ニシテ硬ク且ツ隆起セル圓形若シクハ格圓形ノ小結節ヲ生ス

第五日ニハ結節細小ノ水疱トナリ、其周圍ニ狹き紅暈ヲ見ル

第六日ニハ水疱稍々增大シ其邊緣隆起シテ泡ノ中央ニハ陷凹ナムシ、泡中ニ

ハ稀薄透明ニシテ稍々帶藍色ナル液ヲ充實シ周囲ノ紅暈稍々增大ス
第七日ニハ該症益々増進ス
第八日ニハ痘泡全ク形成ス、其大サ豆大ニシテ周囲ハ癰腫シ微シク疼痛アリ
熱ヲ發シ或ハ全ク熱候ナク顔面ハ蒼白色ヲ呈スルコトアリ、又腋下ニ疼痛ナ
覺ユ水脈膜腫起スルコトアリ

第九日ニハ紅暈更ニ增大シ、其色澤モ亦加ハル
第十日ニハ泡液ハ倍々充實シ、紅暈又著シク增大ス、此期ニ當リ（或ハ此期以前微

熱ヲ發シ或ハ全ク熱候ナク顔面ハ蒼白色ヲ呈スルコトアリ、又腋下ニ疼痛ナ
ク消退ス

第十日ニハ痘泡全ク形成ス、其大サ豆大ニシテ周囲ハ癰腫シ微シク疼痛アリ
熱ヲ發シ或ハ全ク熱候ナク顔面ハ蒼白色ヲ呈スルコトアリ、又腋下ニ疼痛ナ
爾後暗褐色又ハ黑色ニシテ堅實ナル厚痂ヲ結ヒ、初メハ皮膚ニ緊着シテ容易

ニ剝落セス、結痂後八日乃至十日ニ至リ初メ剝脱ス、其剝脱ノ後ニ遺セル

痂痕ハ圓形又ハ橢圓形ニシテ淺キ凹窩ナムシ、更ニ數多ノ少凹點ナムス

但一回接種セシ者ニ再三接種シテ感染スルコトアルモ、其痘頸小ニシテ七
八日間ニ全ク經過スルナムトス

第十三條 種痘不善感ノ諸徵ハ左ノ如シ

一、接種後第二日以内ニ成形ヲ始メ常形ニ達セス直ニ廣ク蔓延セル炎症ヲ發

シ、皮下ニ硬キナムシテ紅暈ハ不整形ナリ、痘瘍ハ速ニ化膿シ、其隆

起ノ狀或ハ半球形或ハ圓錐形ト爲リ乾固スレハ黃色ニシテ繊疎ナル痂皮ヲ

結フ、（時トシテハ第二日後ニ成形ヲ始ムル者アレトモ其經過總テ不整ナル

チ以テ自ラ善感ノ者ト區別スルナムシ、又不善感ノ者ト雖モ腋下ニ疼痛

チ覺エ微熱ヲ發スルコト無キニ非ス）

二、接種後第一日ニ大ナル赤色ノ泡ヲ生シ速ニ漿液ヲ充實シ、上皮破レテ膜

スルトキハ之ヲ拒ムコトナム

第五條 種痘ノ注意

第六條 種痘ノ者ハ醫師ヨリ種痘ヲ受領シ戸長役場ニ届出ヘシ

第七條 十六歳未滿ノ者ノ尊長後見人若クハ雇主等ニシテ、現ニ其幼者ヲ監督

スル者ハ前各條ノ責ニ任スヘシ、貧院、育兒院等ヘ入院ノ者ハ該主長ニ於テ

前各條ノ責ニ任スヘシ

第八條 醫師ハ種痘ノ善感不善感ヲ診査シ、種痘證ヲ附與スヘシ

但天然痘ニ罹リタル者ヲ治療シタルトキハ本條ニ準シ其證ヲ附與スヘシ

第九條 第一條、第二條、第三條、第四條、第五條、第六條及第八條ヲ犯シタ

ル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス

第十條 府知事縣令ハ種痘明細表ヲ製シ、毎年一月七月ノ兩度内務卿ニ報告ス

七、種痘規則

（明治十八年十一月八日）

種痘規則左ノ通制定シ明治十九年一月一日ヨリ施行ス

但シ明治九年内務省甲第八號及甲第十六號布達ヘ此規則施行ノ日ヨリ廢止ス

種痘規則

第一條 種痘ハ小兒出生後滿一年以内ニ之ヲ行フヘシ、若シ不善感ナルトキハ更ニ一週年以内ニ再三種ヲ行フヘシ

第二條 種痘ハ善感後ト雖ト五年乃至七年ニ再種ヲ行ヒ、再種後五年乃至七年ニ三種ヲ行フヘシ

第三章 外國法令

第一節 獨逸帝國種痘法

(一八七四年)

天佑ニ依リ獨逸皇帝タル朕ツイルヘルムハ帝國議會ノ協賛ヲ經タル左ノ法律ヲ
裁可シテ之ヲ公布セシム

第一條 左ニ掲タル者ハ種痘ヲ受クヘシ

一、滿一歲以下ノ嬰兒但シ天然痘ヲ經タリトノ醫師ノ證明アルモノハ此限ニ
アラス

二、日服學校及夜學校ヲ除キ其他ノ公立若ハ私立學校ノ生徒ハ滿十二歲トナ
リタル年ニ種痘ヲ受クヘシ但シ最近五ヶ月間にニ天然痘ヲ經タルカ若クハ種
痘感シタル醫師ノ證明アルトキハ此限ニアラス

第二條 前條ニ據リ種痘ヲ受クヘキ義務アルモノニシテ種痘ヲ受クルトキハ生
命健康ニ危險ヲ及ホスヘキ醫師ノ證明アルトキハ其危險ナキニ至リタルトキ
ヨリ一ヶ月内ニ種痘ヲ受クヘシ

前項ノ危險尙存スルヤ否ヤニ付キ疑アルトキハ種痘(第六條)之ヲ診断ス

第三條 種痘ヲ受クタルモ醫師ニ於テ不感ト診断シタルトキハ延ク至次年内
ニ尙不感ナルトキハ其次年内ニ種痘ヲ受クヘシ

管轄官廳ハ第三回目ノ種痘ニ付テハ種痘ノ手術ヲ受クヘキコトナ命スルコ
トヲ得

第四條 法定ノ理由ナクシテ(第一條及第二條)種痘セサル者ハ管轄官廳ノ指定

製造セシメ其供給ヲ監督スヘシ

疫苗製造所ハ無償ニテ牛痘苗ヲ種痘醫ニ交付シ其製造交付ヲ帳簿ニ記入シ置
クヘシ

公吏タル種痘ハ他ノ請求アルトキハ已レノ需要ニ差支ヘサル限り無償ニテ
附與スヘキ義務アルモノトス

第十條 種痘シタル後其效果ヲ検診シテ(第五條)種痘證書ヲ附與ス、種痘證書
ハ種痘兒ノ姓名年月日ヲ記シタルモノニシテ種痘ヲ受クテ法律上ノ義務ナ
履行シタル者ナルカ、或ハ次年ニ於テ種痘ヲ受クヘキ者ナルカヲ證明ス

種痘ヲ延期シ或ハ種痘ヲ要セストスル醫師ノ證明書ニハ種痘證書ニ記載セル
人名ヲ掲ケ種痘セサル理由若クハ種痘猶豫ノ期限ヲ明記スヘシ

第十一條 前條證明書ノ交付ハ初度ハ捺印手數料ヲ徵セス

第十二條 父母、養父母、又ハ後見人ハ官廳ノ請求アリタルトキハ證書(第十
條)ヲ呈示シテ其子女又ハ被後見人ノ種痘證書ヲ或ハ法定ノ理由アリテ
延期シタルモノナルコトヲ證明スヘシ

第十三條 生徒ニ種痘義務アル學校(第一條第二項)ノ首長ハ其生徒入學ノ際種
痘證書ヲ呈示セシメ法定ノ種痘ヲ爲シタルナ否ヤヲ調査スヘシ

第十四條 父母、養父母、及後見人第十二條ニ規定シタル證明ヲ爲ササルトキ
ハ二十馬克以下ノ罰金ニ處ス

父母、養父母又ハ後見人ハ其子女又ハ被後見人ナシテ法定ノ理由ナク且ツ官
廳ノ要求アルニ拘ハラス種痘ヲ受クシメサルカ又ハ呈示(第五條)ナ爲ササル
法定ノ理由ナクシテ種痘セサルトキハ之ヲ強制スルヲ得ヘシ學校長ハ學年ノ
終リ四週間前ニ生徒ニシテ種痘ヲ爲シタルナ否ヤヲ調査スヘシ

第十五條 醫師又ハ學校長第八條第二項、第七條及第十三條ノ義務ヲ履行セサ
クヘシ

トキハ五十馬克以下ノ罰金又ハ三日以内ノ拘留ニ處ス

第十六條 醫師又ハ學校長第八條第二項、第七條及第十三條ノ義務ヲ履行セサ
クヘシ

トキハ百馬克以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 種痘ヲ受クヘキモノニシテ種痘ヲ怠リタルトキハ五百馬克以下ノ罰
金又ハ三日以内ノ禁錮ニ處ス但シ刑法ナ以テ重キ罰ヲ規定シタル場合ハ此限
ニアラス

第十八條 此法律ノ規定ハ一千八百七十五年四月一日ヨリ施行ス

此法律施行ニ關スル細則ハ各聯邦ニ於テ之ヲ定ム

各聯邦ニ於テ制定シタル種痘流行ニ際スル強制種痘規則ハ此法律ノ爲メニ其
效力ヲ失ハス

朕ハ茲ニ手書シ帝璽ヲ押捺シテ公布セシム

柏林于一千八百七十四年四月八日

ヴィルヘルム

第三百八十二章

種痘證書、種痘名簿及證明書ニ付キ一千八百七十四年十月十六日及一千八百七十
八年九月五日聯邦議會ノ議決左ノ如シ

第三十六議會決議(一千八百七十四年公布)

オットー

第四回會議ハ第百十八號提出議案ヲ審議シタル第十九十三號書類種痘規則中様式
ニ關スル件、秘書官フランツ・ヘルムノ提出シタル左案ヲ可決ス
→ 千八百七十四年四月八日公布種痘規則第十條第一項ニ據り交付スヘキ種痘
證書ハ第百十八號書類中第一或ハ第二ノ様式ヲ用フルモノトス而シテ初種ノ
場合ニハ〔種痘規則第一條第一項〕赤色ノ紙片ヲ用キ再種以上ノ場合ニハ

中 者	最近五ヶ年間ニ痘瘡ナ 爲メ種痘ナ免シタル者	経過セル	(六)
者	最近五ヶ年間ニ種痘善感ナリシ	(七)	八)

九月廿日

省令チ以テ發布

獨逸帝國種痘法施行規則

卷之三

聯邦議會ハ客年六月十八日ノ會議ニ於テ委員ヨリ提出シタル種痘施行上ノ安全
ヲ保障スヘキ規則ヲ定ムルノ議案ヲ可決シタリ此議案タル種痘施行ニ際シ成ル
可ク種痘ヲ受クル者ノ危險ヲ排除シ種痘ノ效顕ナシテ永ク危險ニ勝ヌシメント
スルノ精神ニ山タルモノニシテ其決議ノ賛成左ノ如シ

此ノ諸件ニ基キ其實施ノ期フル爲メ必要ノ細則ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一章 總 則

一、醫師種痘ヲ施行スルニ當テハ別則第一ノ規定ニ據ルノ外尙以下規定ニ從フ
ヘシ

二、警察官廳ハ別則第二種痘者家族心得ヲ印刷シ種痘義務アル者ノ家族(兩親、後見人、若クハ其代理人)ニ附與スヘシ種痘醫モ亦印刷物ヲ公定ノ種痘ヲ受クヘキ者又若シ其者ガ未成年者ナルトキハ其家族ニ附與スヘシ種痘醫ニアラサル醫師種痘ヲナストキモ此印刷物ヲ附與スヘシ其印刷物ハ警察官廳ヨリ之ヲ交付ス

三、種痘ヲ受ケタル者種痘期ニ達シタル者及種痘者ニ對シ種痘ノ前後及落痂期

第二章

第二章 各論

第四條ニ就テ
十三、種痘施行ヲ繼續スル爲ニ要スル痘漿ノ採收不足ナルトキハ種痘醫ハ他ノ

試験シ純良無害ナルコト疑ナキニアラサレハ 使用スヘカラス此場合ニ於テハ
共粗漿採收上ノ障碍トナリタル事情ヲ種痘報告ニ詳記スヘシ

第十五條 二品元
十四、痘瘡採收ニ供スル 兒童及其父兄ガ所定ノ條件ヲ具備スルヤ否ヤニ就テハ
采文スル頃宣醫ハ充分ニ調査スルノ質アリ

第7條ニ就テ
十五、痘瘡ヲ採收貯藏スルトキハ種痘醫ハ必ス其採收シタル兒童ノ姓名ヲ明記

別則第三ニ就テ

十七、再種者ニ種痘スル時又ハ其點検ヲ爲ストキハ醫務官職ハ教員ナシテ臨席

維持監督スヘシ
又學校ノ生徒ニ對シテハ適當ノ看護者ヲシテ種痘場ニ往復スル途中ヲ看護セ

十、種痘醫ハ種痘期間患家ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ別則第二ノ看護法ヲ遵守
スルヤ否ヤニ付監督ヲ爲シ規定ニ違背シタルモノアルトキハ速ニ矯正スヘシ

上ノ者ニ種痘證書ナ附與スヘシ
十二、種痘醫ハ種痘施行ニ際シ警察官ニ請求シテ種痘場内ヲ警戒スヘシ又必要アルトキハ場内ヲ溫暖ナラシムヘシ

施行スヘカラス

官廳ハ此規定ノ實施ニ關シ必要ナル規則ヲ設ケ今日リ此規則ノ施行ヲ努力ヘシ

シ

千八百八十六年柏林ニ於テ

内務大臣、大蔵大臣、プロイタカーメル

宗務學務醫務大臣、フラン、コスレル

別則第二〇〇通則

(一) 種痘ニ際シ醫師ノ守ルヘキ規程

第一條 猩紅熱、麻疹、實布痘利亜、格魯布、百日咳、發疹室扶斯、丹毒性ノ

炎症等流行スル土地ニ於テハ種痘醫若シ種痘施行ヲ開始シタル後其地方ニ前

項ノ傳染病流行スルヲ知リタルトキ若シクハ一名タリトモ痘瘡丹毒患者アル

サ知リタルトキハ速ニ其地ノ種痘施行ヲ停止シ其旨管轄官廳ニ通報スヘシ

種痘醫若シ傳染病患者ノ治療ヲ擔任シ居ルトキハ自體ニ依リテ其病毒ヲ他ニ

傳播セシメサル様適當ノ豫防ヲ爲スベシ

第二條 種痘期日ヲ公告スルニ當リテハ豫メ種痘兒ノ家庭ニ公定ノ種痘及痘疤

發育中ノ種痘兒取扱法ニ關スル心得ヲ印刷シタルモノナ附與スベシ

第三條 種痘期日中種痘醫ハ其地ノ營業官廳ト協議シテ必要ノ秩序ヲ保チ種痘

場内ノ雜沓ヲ豫防シ且ツ同場内ニ空氣ノ流通ヲ充分ナラシムヘシ

初種痘兒ト再種痘兒トハ成ルヘク雜居セシムヘカラス

(二) 痘苗ノ採收

(一) 人痘苗ヲ使用スル場合

第四條 公定種痘ニ牛痘苗ヲ使用セサル間ハ種痘醫ハ種痘施行ニ要スル痘苗ヲ

其地方痘苗製造所ヨリ受クヘシ又種痘醫ハ種痘繼續及他ノ醫師ニ分與スル爲

メ適當ノ種痘兒ヨリ痘苗ヲ採收シ充份準備シ置クヘシ

第五條 痘苗採收ニ供スル兒童ハ先ツ其身體ヲ検査シ健康完全ニシテ榮養佳良

サルモノニアラサンハ用フヘカラス

愚臭アル痘苗又ハ度外ニ稀薄ノ痘苗ハ廢棄スベシ

第六條 痘苗ニハ純良ナル虞利設林ニアラサレハ混和スヘカラス

此場合ニハ清潔ナル硝子桿ヲ用フヘシ

(二) 牛痘苗ヲ使用スル場合

第七條 牛痘苗ヲ以テ種痘スヘキ公告アリタルトキハ種痘醫ハ所要ノ痘苗ヲ

其地ノ痘苗製造所ヨリ受クヘシ

第八條 痘苗ニハ純良ナル虞利設林ニアラサレハ混和スヘカラス

此場合ニハ清潔ナル硝子桿ヲ用フヘシ

(三) 痘苗ノ保存

第九條 牛痘苗ヲ以テ種痘スヘキ公告アリタルトキハ種痘醫ハ所要ノ痘苗ヲ

其地ノ痘苗製造所ヨリ受クヘシ

第十條 痘苗ニハ純良ナル虞利設林ニアラサレハ混和スヘカラス

此場合ニハ清潔ナル硝子桿ヲ用フヘシ

(四) 痘苗ノ用法

第十一條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十二條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十三條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十四條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十五條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十六條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十七條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十八條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十九條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十一條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十二條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十三條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十四條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十五條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十六條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十七條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十八條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十九條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十一條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十二條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十三條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十四條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十五條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十六條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十七條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十八條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十九條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十一條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十二條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十三條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十四條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十五條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十六條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十七條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十八條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第四十九條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第五十條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第五十一條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第五十二條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第五十三條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第五十四條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第五十五條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

次行ビタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第五十六條 痘苗ノ用法スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(者沸スルヲ可トス)

症ノ如キ傳染病流行スルトキハ其地ノ種痘ヲ停止スヘシ

第五條 小兒ノ營養物ハ平當ノ如クスヘシ

第六條 曙天ニハ小兒サ屋外ニ伴フコトヲ得但シ酸暑ノ候ニ於テハ日光ヲ避ケ且日光ニ直射セシムヘカラス

第七條 接種箇所ニハ最モ注意ヲ加ヘ摩擦搔破及ヒ汚染ヲ防クヘシ故ニ觀衣ノ袖ハ廣幅ニ依リ接種部ヲ刺戟セサル様充分ニ廣潤ナルヲ要ス

第八條 接種後當ナルトキハ第四日ヨリ細小ノ水泡ヲ生シ通常第九日ニ至ルマテ漸次微熱中ニ増大シテ周囲ニ紅暈ヲ呈シ終ニ隆起セル痘泡ヲ形成ス此水泡中ニハ透明ノ液體ヲ含有シ其液體ハ第八日ヨリ潤滑ナ始ム第十日乃至十二日ヨリハ痘泡漸次ニ乾固結痂シ三乃至四週ノ後ハ其痂皮自然ニ脱落ス

種痘繼施ノ爲メニ痘痂ヲ採取スルハ無痛ニシテ且ツ其小兒ニ患害ヲ胎スコトナシ

痘瘡ヲ採取セサンハ痘泡ハ自然ニ潰破スルナ常トス

第九條 痘泡ノ經過適正ノモノニアリテハ繩帶類ヲ用フルニ及ハス但痘泡接近ニ周圍ノ強ク且ツ廣キ紅暈ヲ發スル場合又ハ痘泡潰破スル場合ニハ阿列布油ニ浸シタル小布片又ハ謂攝林ヲ塗布シタル小布片ヲ以テ上膚ヲ繩給スヘシ

第十條 種痘期日ニ於テ通告セラレタル點檢期日ニハ種痘兒ヲ伴フテ點檢ヲ受ケヘシ種痘尋ナリシ種痘兒ハ當日種痘證書ヲ受取ルヘシ此種痘證ハ大切ニ保存シ置クヘシ

第十一條 種痘兒若シ著シキ疾病ニ罹リ又ハ家内ニ傳染病患者アル爲メニ點檢期日ニ種痘場ニ伴フコトナ得サル場合ニハ兩親又ハ其代理人ヨリ逕クモ點檢期日中ニ其旨ヲ種痘證ニ届出ツヘシ

(別則第三) 種痘事務ヲ執行スルニ當リ其地警察官廳ノ守ルヘキ規定

第一條 猩紅熱、麻疹、實布疊利亞、格魯布、百日咳、發疹症扶私、丹毒性炎

種痘時ニ際シ前項ニ掲タル傳染病患者ヲ出シタル家ノ小兒ハ公ノ種痘期日ニ

出頭セシムヘカラス又其家ノ成年者モ種痘期日中種痘場ニ立入ラシムヘカラス

斯ル家ノ小兒モ接種及點檢ヲ行フニハ他ノ種痘兒ヨリ隔離シテ行フヲ要ス

家内ニ痘瘡患者ヲ出シタル場合ノ處置法モ右ニ同シ

第二條 公ノ種痘ヲ施行スルニハ明クシテ暖室法ヲ行ヒ得ベク大サ充分ニシテ

清潔法行屆キ且空氣ノ流通適良ナル種痘場ヲ準備シ成ルヘグ控所ト施術室ト

ノ別ニスヘシ

第三條 種痘期日中ニハ室內ニ暖室法ヲ行フヘシ

寒冷ノ候ニハ室內ニ暖室法ヲ行フヘシ

ノ特務員一名ヲ置クヘシ必要ニ應シテ書記若干名ヲ準備スヘシ再種及再種後ノ點檢ヲ行フ場合ニハ學校教員一名ヲ立會ハシムヘシ

第四條 種痘場内就中施術室ニ於テハ多人數ノ雜沓ナ避ケヘシ

召喚スヘキ種痘兒ノ人員ハ種痘場ノ廣狹ニ依リテ定ムヘシ

第五條 接種ト既種痘兒トノ點檢トハ成ル可ク同時ニ行フコトヲ避ケヘシ

初種痘兒ト再種痘兒トハ成ル可ク相隔離シムヘシ

第六條 種痘期日ニハ種痘兒ヲシテ身體ヲ清潔ニシ清淨ノ衣服ヲ着用シテ來場セシムル様注意スヘシ身體及衣服ノ不潔ナル小兒ハ退場セシムルコトヲ得

二 痘瘡豫防法ニ關スル告示

第一 千九百年六月三十日發布ノ傳染病豫防法ニ關スル規則(千九百年帝國官報第三百六頁)

第二 千九百年六月三十日發布ノ傳染病豫防法ニ關スル規則(千九百年帝國官報第三百六頁)

豫防法(一千九百年帝國官報第九十二頁)
第三 千九百年七月二十二日帝國大法官ノ發布セル流行病發生ニ際シ軍事局及ヒ營務官廳ノ相互ノ報告ニ關スル告示
其他帝國衛生院及ヒ帝國衛生議會ノ發布セシ規則及ヒ聯邦會議ノ協賛ヲ經テ發布セシ規則ヲ適用セリ

痘瘡豫防法ニ關スル告示

第一章 届出ノ義務

第一條

(規則第一條及ヒ第四條)

痘瘡(腰泡)患者或ハ該病死者或ハ該病ノ疑アルヨノ發生シタル時ハ直チニ之ヲ共地ノ所轄營務廳ニ口頭或ハ書面ナ以テ届出ツヘシ

患者若シ他地ヘ移轉セル場合ニハ直チニ該地ノ營務官廳及ヒ移轉地ノ營務官廳ニ其由ヲ届出ツヘシ

第二條

(規則第二條)

(届出ノ義務ナ有スル者)

(一) 關係營

(二) 戶主

(三) 附添人及ヒ看護人

(四) 患者或ハ病死者ノ發生シタル家人

(五) 檢屍者

前記ノ届出義務者ナキ場合ニハ規則第二條乃至第五條ニ記載セルモノナシテ之ニ代理セシム

(規則第三條)

公立病院產科醫院看護人養成所及ヒ監獄等ニ於テ痘瘡患者或ハ該病ノ疑アルヨ

(規則第六條第三項)

痘瘡患者及ヒ該病ノ疑アル者發生セシ時ニハ檢疫醫ハ直チニ之ヲ監査スヘキモノトス

人口一萬以上ナ有スル地ノ或ルニ區域ニ於テ始メテ痘瘡發生シタル場合ニハ規定第一項ニ準シテ之ヲ取扱フヘキモノトス

(規則第七條)

痘瘡患者及ヒ該病ノ疑アル者發生セシ時ニハ檢疫醫ハ直チニ之ヲ監査スヘキモノトス

檢疫醫若シ病症ヲ確定スルノ必要ナ認ムル時ニハ患者ノ故障ナキ場合ニ於テ診斷シハ病死者ナ検案スルコトヲ得

主治醫ハ檢查ノ際必ス之ニ立會フノ義務アルヨノトス檢疫醫ハ主治醫ナシテ患

痘瘡發生ノ恐アル地ニ於テハ種痘日ヲ豫メ報告シ官號ヲ以テ是ヲ施行スヘシ

第二十六條

痘瘡患者或ハ該病死者ノ發生シタル場合ニハ警察官廳ハ當ニ患者ヲ收容スヘキ
病室及ヒ醫師、看護人、痘苗、藥品、繩帶材料、消毒器其他必要ナル使用品ノ
設備ニ注意スヘシ

大都會ニ於テ完全ナル共同消毒所ヲ設置セント欲セハ蒸氣裝置ニナスヘシ同時
ニ又是ニ使役スル消毒人ノ養成ヲ計ルヘシ

第二十七條

第二舞形ニ記載セル心得ハ一般人民ニ示ササルヘカラズ病毒傳播ノ恐アル時ニ
ハ是ヲ印刷ニ付シ或ハ他ノ適當ナル方法ニ據リ無代價ヲ以テ民家ニ配布スヘ
シ

第二十八條

(施行規則第三號第一項及ヒ規則第十五條第三項)

多數ノ人民集合スル場所供養或ハ市場等)或ハ之ニ接近セル地ニ於テ痘瘡ノ發
生シタル時ニハ此等ノ集會ニ解散ヲ命スヘシ

第二十九條

(規則第十六條)

痘瘡ノ續發セル地ノ學校ハ法律ノ規定ニ據リテ之ヲ閉校スヘキモノトス
數ヶ村ニテ一箇ノ共同學校ヲ有スル場合ニハ法律ノ規定ニ準シ唯痘瘡流行地ノ
兒童ニノミ限リテ登校ヲ禁スヘシ

以上ノ規則ハ多數ノ學生ヲ有スル他ノ塾舍ニモ亦之ヲ適用スルコトナ得
シ

第三十條

(施行規則第三號第三項乃至第七項)

痘瘡病毒ニ汚染セル物品トシテ検疫證ノ鑑定ヲ下ス時ニハ警察官廳ハ此等ノ物
品ニ對シ有效ナル消毒ヲ施行スルニ非レハ運搬スルコトヲ禁スヘシ

第三十一條

(規則第一號第二項)

痘瘡流行地ニ滞在シタル旅客若シ十四日ヲ経過セシテ中央行政局ノ管轄區内
或ハ是ニ近接スル地ニ到着セシ時ハ直チニ該地所轄ノ警察官廳ニ書面又ハ口頭
ナ以テ届出ツヘシ
茲ニ記載シタル旅客ノ意味ハ眞ニ他鄉人ノミノ謂ニアラスシテ痘瘡流行地ヨリ
歸郷シタル者ナモ含ムモノトス
此等ノ旅客ハ皆傳染病ノ恐アルモノトシテ監査セサルヘカラス

第三十二條

(施行規則第九號)

痘瘡患者ハ通常鐵道ニ由リテ運搬スルコトナ得サルモ發車驛ノ檢疫證之ヲ許可
スル時ニハ特ニ鐵道ノ便ニヨルコトアカルヘシ之ノ場合ニ於テハ患者ヲ特別ナル
列車ニ搭載シ使用後直チニ消毒スヘシ其際醫師ハ可成旅客ニ妨害ヲ加ヘサル様注意スヘ
シ

並迄交通ヲ遮断スヘシ

列車内ニ於テ痘瘡患者ノ疑アルモノ發生セリト雖モ交通制限令ヲ以テ患者ノ旅
行ヲ停止セサル限りハ尙旅行ヲ繼續スルコトナ得然シテ直チニ醫師ヲ派遣シ患
者ヲ陰察セシメサルヘカラス其際醫師ハ可成旅客ニ妨害ヲ加ヘサル様注意スヘ
シ

痘瘡患者ノ乗リシ列車及ヒ是ニ近隣セル客車ハ使用後直チニ掃除スヘキモノトス
トス

第三十三條

(施行規則第八號)

痘瘡流行ノ甚ダ猛烈ナル外國ヨリ多クフ流浪人内地ニ入り來リタル時ニハ一定
ノ區域ナ限り入國ヲ許可スヘシ該地ニハ檢疫所痘瘡患者及ヒ該病ノ疑アル患者
ノ收容場及ヒ隔離場ノ設備ヲカラサルヘカラス

流浪人ノ群集ヲ鐵道ニ由リテ運送スルニハ椅持ヲ有セサル隔離列車或ハ特別列
車ヲ使用スヘシ此等ノ列車ハ使用後直チニ消毒スヘキモノトス流浪人若シ途中
ノ驛ニ於テ下車シ或ハ宿泊セント欲セハ唯流浪人宿泊所ノアル驛ニノミ限り之
ヲ許可スヘシ流浪人ハ可成公衆ニ接セシメサル様注意スヘシ特ニ開港地ニ於テ
ハ一定ノ流浪人宿泊所ニ留置スヘシ

痘瘡ノ流行セル外國ノ職人及ヒ其ノ家族カ自分ノ職業ヲ求メンタメ内地ニ入來
リタル時ニハ始メテ職業ニ就キタル地ニ到着セシ日ヨリ三日以内ニ於テ種痘セ
サルヘカラス然レトモ已ニ數回完全ナル種痘ヲ施シ之カタメ免疫セシトノ確實

第三十七條

四五七

ナル證明アル時ニハ種痘セシメサルコトアリ

第三十四條

(規則第四十條)

一千九百二年七月二十三日ノ告示(帝國官報第二百五十七頁)
陸海軍衛戍地及該地ヨリ二十「キロメートル」ヲ隔テ周囲ノ地區及ヒ陸海軍演
習地ニ在ル地方政府所屬ノ官廳ハ此等ノ地區ニ於テ痘瘡發生シ或ハ該病發生ノ
關スル規定ハ其ノ管轄地ニ於ケル中央官廳或ハ地方官廳ノ權限ニ付スヘキモノ
トス

第三十六條

(規則第四十條)

鐵道、郵便、電信及ヒ鐵道ト連絡セル汽船及ヒ政府ノ鐵道局ニ所屬セル汽船ニ
關スル規定ハ其ノ管轄地ニ於ケル中央官廳或ハ地方官廳ノ權限ニ付スヘキモノ
トス
茲ニ記載シタル病舍ノ肥載ヲ添付スヘキモノトス
恐アル時ニハ直ニ之ヲ其地ノ陸海軍司令部ニ報告スヘシ病勢ノ如何ヲ報告セ
ンカタメ毎週新患者及ヒ病死者ノ統計表ヲ送付スヘシ、之ニ痘瘡患者及ヒ疑似症
テハ是ヲ司令部ニ報告スヘシ茲シ司令部ノ設ケナキ場合ニハ是ヲ衛戍地ノ巡視
三報告スヘシ陸海軍演習地ニアリテハ是ヲ將官司令部ニ報告スヘキモノトス
陸海軍衛戍地及ヒ該地ヨリ二十「キロメートル」ヲ隔テ周囲ノ區域内ニ在リ
勤務地ニ於テ痘瘡患者及ヒ該病ノ疑アル者發生シタル場合ニハ所轄ノ陸海軍司
令部ハ直チニ是ヲ其地ノ地方政府ノ管轄ノ下ニアル官廳へ報告スヘシ是ノ報告
ニセ亦痘瘡患者及ヒ該病ノ疑アル患者ヲ收容セル陸海軍病舍ノ肥載ヲ添付スヘ

陸海軍司令部ハ該告示ニ規定シタル豫防規則ヲ左記ノ者ニ對シテ施行スヘキ義

務ナ有ス

(一) 陸海軍現役兵員

(二) 陸海軍兵營及ヒ帝國海軍省所有ノ蒸氣船及ヒ屋船内ニ勤務セル人員

(三) 行軍或ヒ輸送中ニアル陸海軍兵員及ヒ陸海軍部隊並ニ其ノ武器及ヒ軍需品

(四) 陸軍司令部ノ使用シタル家屋及ヒ土地

陸海軍演習ノ時ニ於テハ千九百年六月三十日發布ノ規則ヲ適用スルコトナ得ス

第三十八條

(施行規則第十號)

帝國衛生院ハ痘瘡發生ノ時直チニ之ヲ公布セサルヘカラス

中央政府管轄ノ官廳ハ毎週土曜日ニ至ルマテ各地ヨリ報告シ來リタル患者及死亡者ノ肥載ヲ第五雑形ニ準シ封書ヲ以テ之ヲ帝國衛生院ニ送附スヘシ(第五雑形參照)該週報ハ必ス月曜日午前マテニ帝國衛生院へ到着スヘキ様送出スヘシ

地方政府管轄ノ醫局ハ痘瘡患者ノ毎週ニ於ケル全治數及ヒ死亡數ノ統計表ヲ規定ノ雑形(第五雑形)ニ據リテ作ルヘシ

統計表ハ地方政府ノ指定ニ依リ地方官廳ヲ經或ハ直チニ之ヲ帝國衛生院へ送付スヘシ若シ地方官廳ニ統計表ヲ送り來タリタル時ニハ是ヲ明年二月マテ帝國衛生院へ轉送セサルヘカラス

該規定ハ千九百五年一月ヨリ有效ナルモノトス千九百二年七月二十二日公布ノ告示(帝國官報第二百五十七頁)

陸海軍司令部ハ其ノ勤務地ニ發生セル痘瘡患者數及ヒ死亡數ニ就キ以上ニ記載シタルモノト同様ナル報告又ハ證明ヲ帝國衛生院ニナスヘキモノトス

第六章 通 則

第三十九條

(規則第三十七條)

帝國官廳ハ痘瘡撲滅ニ關シテ互ニ相輔佐スヘキ義務アルモノトス

豫防規則及ヒ病害撲滅ニ關スル裝置ヲ設クヘキ様一般人民ニ注意スヘシ之ニ對スル費用ハ規定第四十二條第二項ニ准シテ支拂フヘキモノトス

第四十條

(規則第三十八條)

帝國官廳ハ痘瘡撲滅ニ關シテ互ニ相輔佐スヘキ義務アルモノトス

豫防規則及ヒ病害撲滅ニ關スル裝置ヲ設クヘキ様一般人民ニ注意スヘシ之ニ對スル費用ハ規定第四十二條第二項ニ准シテ支拂フヘキモノトス

第四十一條

(規則第三十六條)

帝國官廳ハ痘瘡撲滅ニ關シテ互ニ相輔佐スヘキ義務アルモノトス

豫防規則及ヒ病害撲滅ニ關スル裝置ヲ設クヘキ様一般人民ニ注意スヘシ之ニ對スル費用ハ規定第四十二條第二項ニ准シテ支拂フヘキモノトス

第四十二條

(規則第三十八條)

帝國官廳ハ痘瘡撲滅ニ關シテ互ニ相輔佐スヘキ義務アルモノトス

豫防規則及ヒ病害撲滅ニ關スル裝置ヲ設クヘキ様一般人民ニ注意スヘシ之ニ對スル費用ハ規定第四十二條第二項ニ准シテ支拂フヘキモノトス

第四十三條

(規則第三十八條)

帝國官廳ハ痘瘡撲滅ニ關シテ互ニ相輔佐スヘキ義務アルモノトス

豫防規則及ヒ病害撲滅ニ關スル裝置ヲ設クヘキ様一般人民ニ注意スヘシ之ニ對スル費用ハ規定第四十二條第二項ニ准シテ支拂フヘキモノトス

第四十四條

(規則第三十八條)

帝國官廳ハ痘瘡撲滅ニ關シテ互ニ相輔佐スヘキ義務アルモノトス

豫防規則及ヒ病害撲滅ニ關スル裝置ヲ設クヘキ様一般人民ニ注意スヘシ之ニ對スル費用ハ規定第四十二條第二項ニ准シテ支拂フヘキモノトス

第四十五條

(規則第三十八條)

帝國官廳ハ痘瘡撲滅ニ關シテ互ニ相輔佐スヘキ義務アルモノトス

豫防規則及ヒ病害撲滅ニ關スル裝置ヲ設クヘキ様一般人民ニ注意スヘシ之ニ對スル費用ハ規定第四十二條第二項ニ准シテ支拂フヘキモノトス

第四十六條

(規則第三十八條)

帝國官廳ハ痘瘡撲滅ニ關シテ互ニ相輔佐スヘキ義務アルモノトス

輕症ナル療瘻患者ニ對シ周囲ノ人々ハ恰モ重症患者ニ於ケルカ如キ大ナル注
意ナ拂ハサルカ故ニ患者ニ接近スルコト又從テ多シ斯ノ如クシテ輕症ナル療
瘻ハ其ノ傳染スル機會重症ノモノヨリモ甚タ多キモノトス
療瘻患者ニ直接接觸シタル者及ヒ患者ノ使用シタル物品ヲ取扱フ者（例へハ
洗濯女、清掃人、櫻搜拾集人、製紙場ノ職工及ヒ羽毛精製場ノ職工等）ハ病
海傳播ノ恐アルモノト認ムヘシ

〔第五〕 療瘻ノ傳播ナ防禦センニハ患者ノ家宅ニ交通遮断ナ命スルニ若クハナ
シ然レトモ患者ナ其ノ私宅ニ於テ看護スルハ至テ不便ナルヲ以テ隔離完全ニ
シテ看護周到セル病院へ入院セシムルヲ可トス

療瘻患者ノ家宅ニ他人ノ來訪ナ遮断スルカ如ク患者ノ家族ナシテ他人ノ家宅
ナ訪問セシムルコトナ禁スヘシ

〔第六〕 療瘻患者ノ疑アル時ニハ直チニ醫師ノ來診ナ乞フベシ
〔第七〕 療瘻患者ノ發生シタル時ニハ醫師ノ指圖ニ從ヒ完全ナル消毒ナ施行シ
常ニ清潔ニナサルヘカラス病室ハ毎日洗滌シ空氣ノ流通ナシテ善良ナラシ
ムヘシ患者ノ寝衣及ヒ夜具ハ可成屢々取換ユルヲ可トス一旦患者ノ使用シタ
ル物ハ使用後直チニ消毒スル事ナ要ス

水泡及ヒ膿泡ニ含有セル病毒ハ傳ヘ乾燥シテ塵芥ト共ニ飛散スルトモ尙ホ傳
染ブルカ力ナ有スルモノナレハ患者ニ使用シタル繩帶ノ如キモノハ消毒ナ施
スカ然ラサレハ焼却スベキモノトス

〔第八〕 療瘻患者ハ全ク治癒シタリト雖モ尙身體ニ結痂ナ留ム間ハ傳染ノ恐
アレヨノトス全治シタル者ニハ屢々入浴セシメ石鹼ナシ以テ總身ナ能ク洗ヒ醫
師ノ指圖ニ從ヒテ消毒スヘシ等ヘ治癒シタルモノト雖モ消毒ナ施ササレハ他
人ニ接近スルコトナ禁スヘシ

〔第九〕 患者ナ收容シタル室ハ醫師ノ指圖ニ從ヒテ其ノ家具ト共ニ確實ナル消
毒ナ施行セサルヘカラズ

〔第十〕 療瘻死者ノ死體ハ容易ニ病毒ナ傳播スルモノナルカ故ニ該病死者アル
時ニハ直チニ之ヲ屍室ニ運搬スベシ若シ屍室ナキ家ニ在リテハ特ニ密閉シタ
ル室ニ入レ置ケヘシ死體ニ湯油ナ施シ或ハ棺蓋ナ開キテ死體ナ露出スルコト
ナ禁スヘシ特ニ死亡者ノ家宅ニ於テ飲食スルハ最モ危険ナルヲ以テ堅ク之ヲ
禁セサルヘカラズ

〔第十一〕 患者ノ着用シタル衣服、襪衣及ヒ其ノ使用ニ供シタル物品ハ如何ナ
ル事情アリトモ消毒セシムテ直チニ是ヲ使用シ或ハ他人ニ譲渡シ或ハ他地ヘ
發送スベカラズ

〔第十二〕 療瘻ナ防禦スルニ最モ善良ナル方法ハ預防種痘ニアリ過去十年以來
屢々種痘ナ施シタル者ハ大ニ其ノ效果現ハシカタメニ全ク療瘻ニ罹ラサル
ニ至ル皆ヘ侵サルト雖モ至テ輕症ナルヲ常トス屢々種痘ハ新ダニ施シタルモノ
程益々有效ニシテ免疫性モ亦從テ強大ナレトモ古キモノハ其ノ效力次第ニ薄
弱トナル故ニ患者ノ附添人及ヒ看護婦ハ以前屢々種痘ナ施シ全ク免疫シタ
ルモノト雖モ已ニ多クノ年月ヲ經過シタル時ニハ又新タニ種痘スルノ必要
ニ至ル皆ヘ侵サルト雖モ至テ輕症ナルヲ常トス屢々種痘ハ新ダニ施シタルモノ
アリ

療瘻ノ流行セル時ニ當リテハ該病患者ニ關係或ハ直接接觸シタル人員ニ醫
師、僧侶、看護人、看護婦、産婆、消毒人、檢官、湯油婆及ヒ郵便脚夫
一ハ速カニ種痘セサルヘカラズ

弱トナル故ニ患者ノ附添人及ヒ看護婦ハ以前屢々種痘ナ施シ全ク免疫シタ
ルモノト雖モ已ニ多クノ年月ヲ經過シタル時ニハ又新タニ種痘スルノ必要
ニ至ル皆ヘ侵サルト雖モ至テ輕症ナルヲ常トス屢々種痘ハ新ダニ施シタルモノ
アリ

〔第三篇〕 療瘻防法

第一章 消毒藥品

(1) 「グレンゾール」

(2) 「石炭酸」

(3) 「クロール」

(4) 「ガラムアルデヒード」

〔膜ナ刺戟スル物キアリ〕

普通藥店ニ賣賣セル「ガラムアルデヒード」三十五%ナ含ム液ナ者拂シ或ハ水
蒸氣ナ加ヘテ噴霧シ或ハ是ニ加熱スレハ瓦斯ナ發生ス

「ガラムアルデヒード」ハ密閉シタル瓶ニ入レ暗室三時ヘサルヘカラズ

「ガラムアルデヒード」ハ瓦斯體トシテ只密閉シタル室内ノ消毒ニ使用スルノ
ミ該瓦斯ハ體力ニ室内ノ表面ニ附着セル病毒ナ撲滅スルニ止マルヘシ

瓦斯ナ使用シテ室内ナ完全ニ消毒セント欲セハ左ノ條件ナ要スベキモノトス
モ亦從テ其ノ半ニテ充分ナリトス

〔二〕 「キロガラム」立方容積ニ少ナクトモ五「グラム」ノ瓦斯ナ發生セシメサ
ルヘカラズ

〔三〕 消毒室内ノ空氣ハ同時ニ水蒸氣ナ以テ充分飽和セシメサルヘカラス少ナ
シトモ百立方「メートル」ノ容積ニ三「リートル」ノ水ナ蒸氣ト混和シタルモノハ鍵孔或ヒ戸板ニ穿シタル
ラス若シ「ガラムアルデヒード」ノ分量ナ增加シテニセハ消毒時間

「ガラムアルデヒード」ト水蒸氣ト混和シタルモノハ鍵孔或ヒ戸板ニ穿シタル
孔ヨリ室内ニ導ヒケヘシ消毒スベキ室ノ窓及ヒ戸ノ締リ稍ナ完全ニシテ開口
ラス若シ「ガラムアルデヒード」ノ使用シテ消毒スベシ消毒ノ完結スルマテハ室内
ニ出入スベカラス之ノ如ク密閉完全ナラサル室ナ消毒スルニヘ密閉シタル室ナ

消毒スルヨリモ四倍ノ「ガラムアルデヒード」ヲ要スベキモノトス
「ガラムアルデヒード」ニテ消毒スルニハ可成熟練シタル消毒員ナ使用シ最モ
確實ニ施行セサルヘカラズ

如何ナル場合ニ於テモ嚴正ナル指揮ノ下ニ消毒ナ施行スベキモノトス
「ガラムアルデヒード」ハ烈シキ臭氣ナ放ツ瓦斯ニシテ氣管、鼻、眼等ノ粘液

「ガラムアルデヒード」ハ烈シキ臭氣ナ放ツ瓦斯ニシテ氣管、鼻、眼等ノ粘液

(一) 蒸氣裝置
多クノ老練家ノ試験ニ依レハ蒸氣裝置ヲ使用シテ消毒スルヲ最モ可トナス
或ル場合ニ依リテハ應急裝置ノ必要ナルコトアリ此等ノ裝置ヲ試験スルニハ蒸
氣輸入管及ヒ輸出管ノ配線及ヒ取扱法及ヒ消毒ヲ完全セシムルタメニ要スル蒸
氣力ノ持續等ニ就キテ注意スヘシ

蒸氣裝置ノ取扱ハ熟練シタル消毒員ニ任スヘシ

(ト) 烹沸法

物品ヲ食鹽水或ヒ油汁中ニ煮沸スルモ亦一種ノ消毒法ナリ其際物品ハ全ク液中
ニ沈マシメ少ナクトモ十分間之ヲ煮沸セサルヘカラズ

以上ニ記載シタル消毒法ハ各々其ノ場合ニ應シ孰レノ法ヲ採用スルモ妨ケナ
シ
検疫機自ラ消毒試験ヲ施シテ有效ト認メタル時ニハ以上記載シタル以外ノ消毒
藥品ヲ使用スルコトヲ得但シ該新消毒藥品ハイヨリトニ記載セシ藥品ヨリ消毒
ノ結果佳良ナラサルヘカラス又新消毒藥品ノ混合及ヒ溶解ノ比例及ヒソノ應用
法等ニ就キ詳細ニ記載スヘシ

第二章 消毒藥品ノ使用法

(一) 皮膚ノ脱落シタルモノニハ腰胞ヨリ浸出セシ病原ナ含有スルカ故ニ最モ危
険ナルセントス病原ハ皆ヘ乾燥シテ塵埃ト共ニ飛散スルモ尙ホ傳染力ヲ有ス
ルセノナレハ單ニ發病當時ノミナラス已ニ病症ノ全治シタル後ト雖トモ尙ホ
消毒スルノ必要アリ脱落シタル皮膚(結痂等)ハ注意シテ捨棄シ是ヲ直チニ消
毒若クハ燒却スヘシ

病室ノ床ハ毎日消毒液ナ以テ洗滌シ塵埃ハ消毒若クハ燒却スヘシ
患者ノ排泄物(糞便)及ヒ清潔ヨリ溢出スル液、略痰、鼻粘液、血液、尿水、吐
瀉物、大便)及ヒ死亡者ノ糞、口ヨリ溢出スル泡狀ノ液ハ(ノイニ記載シタ
間隙及ヒ孔口ニ浸入スヘキ様注意スヘシ

患者及死亡者ノ被服及ヒ是ヨリ「メートル」以内ノ處ニ横ハレル家具、壁、及
ヒ床等ハ特ニ注意シテ消毒セサルヘカラズ
斯ノ如クシテ消毒シタル室内及ヒ家具等ニハ多量ノ水或ヒ加里石鹼溶液(第
一ノ二)ヲ漱クヘシ消毒シタル室ニハ空氣ノ流通ヲ改善ナラシムヘシ
「フォルムアルデヒード」ニ消毒スル時ニハ只表面ニ附着スル病原ノミヲ撲
滅シ得ルカ故ニ(二)示セル消毒法ヲ施行スルニ先ダチ「フォルムアルデヒー
ド」ニテ消毒シ表面ノ病原ヲ撲滅シ置カハ消毒員ノ病原ニ感染スルノ危
険少ナキモノトス乃チ「フォルムアルデヒード」ニテ消毒スル迄ハ消毒員ノ室
内ニ入ルコトヲ禁シ放法ニテ表面ノ消毒完結スルヲ俟チ然ル後チ始メテ消毒
員ヲ室内ニ入レ他ノ適當ナル方法ニ依リ消毒ヲ施シ更ニ深部ニ潜伏スル病原
ヲ撲滅スヘシ(第一ノ三)第三項参照

「フォルムアルデヒード」ヲ使用シテ前記ノ消毒ヲ施行スル時ニハ只壁、天井
及ヒ家具ノ表面平滑ナル部分ノミニ有效ニシテ他ノ場所例ヘハ間隙及ヒ孔口
ヲ有スル所ニハ消毒力普遍セサルカ故ニ前記ノ別法ニ依リテ更ニ消毒セサル
ヘカラズ

種痘ニテ完全ナル免疫性ヲ受タル消毒員ヲ使役スル時ニハ「フォルムアルデ
ヒード」ヲ使用シテ豫メ室内表面ノ消毒ヲナスノ必要ヲ認メス
(八) 雜皮木材及ヒ織物ニテ製造シタル家具ハ注意シテ稀薄「クリゾール」水若ク

ル稀薄「クリゾール」水或ヒ(ト)ノ煮沸法ニ依リテ消毒スヘシ排泄物ハ直チニ佛
付ノ壺ニ入レ之ニ少ナクトモ同量ノ消毒液ヲ加ヘテ提キ混セサルヘカラズ
患者ノ鼻口ヲ拭ヒタル手巾及ヒ綿帶ノ類ハ燒却スルカ若クハ(九)参考セヨ
稀薄「クリゾール」水ヲ充溢シタル瓶ニ入レテ消毒スヘシ其際消毒スヘキ物品
ハ液面ヨリ露出セサル様注意スヘシ

消毒スヘキ物品ハ少ナクトモ二時間消毒液中ニ置クニアラサレハ無效ナルモ
ノトス

汚水ヲ消毒スルニハ「クロール」石灰若クハ石灰乳ヲ使用スヘシ「クロール」石
灰ハ「クロール」ノ臭氣ナ烈シク發散スルニ至ルマテ之ヲ注キ加ヘサルヘカラ
ズ

石灰乳ハ赤色試験紙カ全ク青色ニ變スルマテ之ニ加フヘシ此等ノ場合ニハ少
ナクトモ二時間其ノママ放置セサルヘカラズ

浴水ヨリ汚水ト同様ナル方法ニ依リテ消毒スヘキモノトス
(イ) 病原ニ感染シタル物品(患者ノ排泄物及ヒ汚物)及ヒ汚物(櫛衣等)ニ手或ヒ他ノ體
部ヲ接觸シタル時ニハ直チニ稀薄「クリゾール」水若クハ石炭酸溶液(第一ノ
四)ハ稀薄「クリゾール」水或ヒ石炭酸溶液(第一ノ五)ニ浸シ二時間程ソノママ
放置スヘシ

(二) 夜具、櫛衣及ヒ洗濯ノ出來ル衣服等ハ(第一ノト)之ヲ煮沸スルカ若ク
ハ稀薄「クリゾール」水或ヒ石炭酸溶液(第一ノイ)ニ浸シ二時間程ソノママ
放置スヘシ

(三) 其際被消毒物品ハ常ニ液面ニ露せサル様注意スヘシ
ノイニ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(四) (イ) チ用イテ確實ニ消毒セサルヘカラズ
(四) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
六)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(五) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(五) 消毒所ニ輸送スヘキ物品ヲ包ムニハ石炭酸溶液ニ浸シタル布片ヲ用ヨヘシ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(六) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(六) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
七)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(七) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(七) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
八)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(八) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(八) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
九)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(九) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(九) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十一)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十一) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十一) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十二)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十二) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十二) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十三)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十三) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十三) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十四)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十四) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十四) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十五)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十五) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十五) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十六)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十六) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十六) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十七)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十七) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十七) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十八)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十八) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十八) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
十九)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(十九) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(十九) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十一)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十一) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十一) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十二)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十二) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十二) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十三)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十三) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十三) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十四)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十四) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十四) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十五)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十五) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十五) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十六)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十六) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十六) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十七)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十七) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十七) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十八)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十八) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十八) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
二十九)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(二十九) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(二十九) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十一)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十一) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十一) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十二)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十二) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十二) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十三)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十三) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十三) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十四)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十四) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十四) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十五)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十五) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十五) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十六)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十六) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十六) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十七)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十七) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十七) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十八)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十八) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十八) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
三十九)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ得洗濯シタル水ハ病原ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(三十九) (イ) チ用イテ確実ニ消毒スヘシ
(三十九) 洗濯ノ出來サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣裝置(第一ノ
四十)ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水ヲ用イテ洗濯スルコ
トヲ

(ロ) 痘瘡患者ヲ收容シ得ヘキ病院ノ設備アル驛(患者引渡驛)

中央及ヒ地方官廳ハ懲戒ノ傳播ヲ防禦セんカタメ交通關係上ヨリ考ヘ此等ノ

驛ヲ指定スヘキモノトス(及ヒ)ニ舉タル驛ハ地理上ノ關係ニ依リテ之ヲ

指定スヘシ

該驛ノ記載ハ各列車ノ車掌ニ交付スヘシ

第二條 第一條(及ヒ)ニ記載シタル驛或ハ國境ニテ検疫實施ヲ規定セラレタ

ル時ニハ稅關檢查驛ニ於テ鐵道局ハ患者ノ検査ニ必要ナル室ヲ設備セサルヘ

カラス

第三條 列車進行中ニ於テ旅客ニ烈シキ病症ノ發生シタル時ニハ給仕ハ直チニ

之ヲ車掌ニ報知セサルヘカラス

給仕ハ常ニ患者ノ容貌ニ注意シ可成他ノ旅客ニ接觸セサル様注意スヘシ

交通規則ニ依リ別ニ患者ノ旅行ヲ停止セサル限りハ尙ホ旅行ヲ繼續スルコト

ナ得然レトモ患者ノ病症ヲ確定セシカタメ醫師(第一條イ)ノ來診ヲ乞フヘシ

其醫師ハ患者ノ旅行ニ妨害ヲ加ヘサル様注意シテ診察セサルヘカラス

患者若シ一定ノ引渡驛ニ下車セシコトヲ望ミ或ハ病症ノ狀態ニ依リ旅行ヲ繼

続スルコト能ハサル時ニハ車掌ハ途中ノ驛ヲ通過スル際豫メ其ノ由ヲ驛員ニ

告クヘシ該驛員ハ直チニ之ヲ引渡驛ニ電話ヲ以テ報知セサルヘカラス斯ノ如

ケセハ引渡驛ニ到着シタル時患者ノ引受ニ關スル準備已ニ整頓セルカ故ニ病

院事務所幹務及ヒ衛生官廳ノ煩勞ヲ省クコトアルヘシ

患者若シ引渡驛ニ到着スルヲ俟タスシテ途中ノ驛ニ下車セント欲セハ之ヲ許

可スルコトアルヘシ其時ニハ車掌ハ直チニ之ヲ下車驛ノ驛員ニ報知スヘシ患

者若シ醫師ノ來診スルマテ隔離セラルヘキ下車驛ニ留マレコトヲ望マサレハ

驛員ハ患者ノ住所姓名宿舎及ヒ患者ノ容貌等ヲ詳細ニ記載シ直チニ之ヲ近處

ノ警察官廳ニ報告セサルヘカラス

第四條 列車進行中ニ於テ旅客ニ稍ヤ烈シキ病症ヲ發生シタル時ニハ室内ノ乘

第八條 鐵道局員ハ其ノ職務上出來得ル限り擧テ全力ヲ盡シ警察官廳及ヒ檢疫

廳ノ要求ニ對シテ絶對的ノ許容ヲナササルヘカラス

驛員ハ特に要求セラル場合ト雖モ緊要ナル事故ト認メタル時ニハ直チニ

痘瘡豫防ニ關スル規定及ヒ指圖、消毒ノ準備及ヒ要領等ニ就キ衛生官廳ヨリ

驛員ニ問合シタル時ハ直チニ之ヲ回答スヘキモノトス

第九條 列車進行中痘瘡ノ疑アル患者發生シタル時ニ際シ驛員ニ對スル豫防規

則ノ摘要ハ次の告示ニ記載スヘシ(ロ)參照セヨ

是ノ豫防規則ハ印刷ニ附シ之ヲ各客車ノ給仕ニ交付スヘキモノトス

第十條 醫師若シ痘瘡ト診斷スル時ニハ該驛ノ驛長ハ直チニ之ヲ作業局及ヒ所

船總管廳ニ届出シヘシ届書ニハ可成左ノ諸項ヲ記載スヘシ

(一) 發病地及ヒ發病月日

(二) 患者ノ住居、男女ノ別、姓名年齢、族籍及ヒ職業

(三) 出發地

(四) 到着地

(イ) 痘瘡發生ノ駕荷車、客車及ヒ檢臺車ノ取扱ニ關スル告示

第一條 内地及ヒ國境ニ接近セル地ニ於テ痘瘡ノ發生シタル時ニハ特ニ客車ノ

掃除ニ注意シ室内ヲ清潔ニナシ空氣ノ流通ナシテ善良ナラシムヘシ

、痘瘡流行地方ヨリ出發シタル列車ノ三等及ヒ四等室ハ最ヨ注意セサルヘカラス

此等ノ室内ニハ常ニ多數ノ人員ヲ搭載セルカ故ニ病毒感染ノ機會モ亦從テ多
キモノトス

第二條 痘瘡患者ノ發生シタル客車ハ直チニ列車ヨリ取除シ準備整頓シタル驛

ニ於テ消毒スヘシ消毒ハ左記ノ方法ニ據リテ施行スヘシ

、痘瘡流行地方ヨリ出發シタル列車ノ三等及ヒ四等室ハ最ヨ注意セサルヘカラス

不潔ナル處ヲ注意シテ再三拭き去ルヘシ然シテ窓、鍵、縫隙、窓枠及ヒ持運ノ出來

不潔ナル處ヲ注意シテ再三拭き去ルヘシ然シテ窓、鍵、縫隙、窓枠及ヒ持運ノ出來

客ヲ悉ク他ノ空室ニ隔離スヘシ其際患者ヲ看護セント欲スル者ハ患者ト同室
ニ留マレコトヲ許可スヘシ

患者引渡驛ニ到着セハ醫師ハ直チニ隔離セラレタル乗客ヲ検査シ之ニ對シテ

必要ト認ムヘキ指圖ナシスヘキモノトス

鐵道局員ハ痘瘡ノ疑アル患者發生シタル時ニハ靜寂ニナシ可成慎重ノ態度ヲ

取リテ之ヲ處分シ旅客及ヒ公衆ヲシテ雜踏セシメ或ハ無益ナル心配ヲ掛ケシ

メサル様特ニ注意セサルヘカラス

第五條 痘瘡患者ノ乗車ハ直チニ列車ヨリ取除シ消毒ノ設備アル驛ニ於テ消毒

セサルヘカラス

患者引渡驛ニ到着セハ醫師ハ直チニ隔離セラレタル乗客ヲ検査シ之ニ對シテ

必要ト認ムヘキ指圖ナシスヘキモノトス

鐵道局員ハ痘瘡ノ疑アル患者發生シタル時ニハ靜寂ニナシ可成慎重ノ態度ヲ

取リテ之ヲ處分シ旅客及ヒ公衆ヲシテ雜踏セシメ或ハ無益ナル心配ヲ掛ケシ

メサル様特ニ注意セサルヘカラス

第六條 物品ノ輸入及ヒ輸出ニ禁制ヲ加フルカ如キ觀アルヲ以テ行李及ヒ手荷

物ニハ別ニ制限ヲ設ケサルモノトス

第七條 行李及ヒ手荷物ノ消毒ハ只左ノ場合ニ於テ施行ス

板法ニ關スル規則ハ次ノ告示(イ)ニ記載スヘシ

第六條 物品ノ輸入及ヒ輸出ニ禁制ヲ加フルカ如キ觀アルヲ以テ行李及ヒ手荷

物ニハ別ニ制限ヲ設ケサルモノトス

第七條 特別荷物、急行荷物及ヒ通常荷物(稅關檢查驛ニ於テ)ノ消毒ハ該地ノ衛

生官廳ノ意見ニ依り痘瘡ニ感染セリ認メラレタル場合ニ限リテ施行スヘ

リ消毒スヘキモノトス

(イ) 第二條ニ記載シタル稅關檢查驛ニ於テハ醫師ノ指圖ニ依リ左ノ物品ニ限

リ消毒スヘキモノトス

古キ夜具、襯衣、衣服及ヒ消毒流行地方ヨリ發送シタル旅客ノ荷物等

此等ノ物品ハ醫師ノ鑑定ニ依リ痘瘡病毒ニ感染セシ者ト認メラレタル時ニ

第八條 洗液物ヲ消毒スヘシ此等ノ物品ニ附着セル塵埃ハ決シテ叩キ掃フヘカラス

之ヲ以テ製造シタル物品ハ蒸氣消毒ニ堪ニコト能ハサルヲ以テ石炭酸溶液ニ

テ能ク拭キ去ルヘシ客車ノ洗ヒ得ヘキ處ハ石炭酸溶液ニテ消毒スヘシ斯ノ如

ク消毒シタル室ハ少クトモ三日間溫熱ナ加ヘ空氣ノ流道ヲ善良ナラシムヘシ

消毒ヲ施行スルニ用ヒタル檻布ハ使用後直チニ換却セサルヘカラス

消毒ハ衛生官廳ノ實施スヘキモノトス其隣鐵道局員ハ可成之ヲ補助セサルヘ

カラス

第三條 檻臺車ヲ痘瘡患者ニ使用シタル時ニハ列車ノ進行中ニ於テ使用シタル

洗液物ヲ消毒スヘシ此等ノ物品ニ附着セル塵埃ハ決シテ叩キ掃フヘカラス

之ヲ以テ製造シタル物品ハ蒸氣消毒ニ堪ニコト能ハサルヲ以テ石炭酸溶液ニ

テ能ク拭キ去ルヘシ客車ノ洗ヒ得ヘキ處ハ石炭酸溶液ニテ消毒スヘシ斯ノ如

ク消毒シタル室ハ少クトモ三日間溫熱ナ加ヘ空氣ノ流道ヲ善良ナラシムヘシ

消毒ヲ施行スルニ用ヒタル檻布ハ使用後直チニ換却セサルヘカラス

消毒ハ衛生官廳ノ實施スヘキモノトス其隣鐵道局員ハ可成之ヲ補助セサルヘ

カラス

第四條 上記ノ規定ハ貨車及ヒ郵便車ニ勤務セル人員ニ病症ノ發生シタル時ニ

用セシ長枕、臥被及ヒ持運ヒノ出來得ル座檻等ハ上肥ノ通リニ包ミ之ヲ蒸氣

消毒ニ附スヘシ

消毒シタル者或ハ數回反復シテ種痘シタル者ナラサルヘカラス

必要ト認ムヘキ指圖ナシスヘキモノトス

消毒人若シ病毒ノ感染セル物品ニ接觸シタル時ニハ直ニ手ナ石炭酸溶液ニテ

確實ニ洗滌セサルヘカラス消毒人ハ可成洗滌シ易キ上衣ナ着用スヘシ上衣ノ

消毒ハ檢臺車ノ洗滌物ト同様ナル方法ニ從フヘキモノトス

</